



議案第二十二号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年 参月 廿 日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町奨学資金貸付基金条例（昭和四十年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百万円」を「七百万円」に改める。

第五条中「五千円」を「七千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年度の貸付金から適用する。